

用語集

アルファベット

● ISO14001

ISO14001は、平成8年9月に国際標準化機構（ISO：International Organization for Standardization の略）によって制定された環境マネジメントシステムの構築と運用を求める国際規格のことです。企業・組織が自主的・継続的に環境への負荷を低減させることを目的とし、環境保全の方針や目標を定め、これを実行し、その結果を点検して方針などを見直すという一連の管理のしくみのことをいいます。なお、この規格に先駆けて、品質管理および品質保証の国際規格であるISO9001が制定されています。

● LCA

ライフサイクル・アセスメントのことをいい、製品及びサービスについて、資源の採取から製造・輸送・使用・廃棄または再利用など、全ての段階における環境への影響を定量的・客観的に評価することにより、経済社会活動そのものを環境への負荷の少ないものに変革しようとする

る手法です。

この計画では、廃プラスチックの資源化の過程において、直接的影響により発生する環境負荷とコストを評価することを目的としており、アセスメント（事前影響評価）の対象は廃プラスチックの収集運搬から中間処理を経て最終処分に至る資源化の工程をライフサイクルと設定しています。

● Rマークびん

日本ガラスびん協会が統一規格びんとして認定したリターナブルびん（洗ってなんべんでも再利用することができるびんのこと、日本酒業界の300mlびんなど）のことをいいます。びんに下図のようなRのマークが付いています。



ア 行

● あったかホール

「八王子市北野余熱利用センター」の愛称です。隣にある北野清掃工場でごみを燃やした時に出る余熱を利用した温水プール・浴室のほか、文化活動やスポーツに利用できる多目的ホールまた、エコひろばやリサイクルプラザなどの施設があります。

● 一般廃棄物

廃棄物処理法では、廃棄物とは、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥等の汚物又は不要な物であって、固形状又は液状のものとされています。このうち、事業活動に伴って生じた廃棄物で燃

え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類やその他政令で定める廃棄物のことを産業廃棄物といい、それ以外の廃棄物を一般廃棄物といいます。

● エコアクション21

広範な中小企業、学校、公共機関などに対して、「環境への取り組みを効果的・効率的に行うシステムを構築・運用・維持し、環境への目標を持ち、行動し、結果を取りまとめ、評価し、報告する」ための方法として、環境省が策定したエコアクション21ガイドラインに基づく、事業者のための認証・登録制度です。

●エコショップ認定制度

八王子市が、簡易包装の実施・マイバッグ持参運動の推進・エコ商品の販売など、環境に配慮した事業活動を行っている小売店を“環境にやさしいお店”エコショップとして認定する制度です。市では、認定したお店を広報紙やホームページを通じ、広く皆さんにご案内します。

●エコセメント

ごみの焼却灰や下水汚泥などを、石灰石など従来のセメント原料と混ぜて作ったセメントのことです。1300℃以上という高温で焼成されるため、焼却灰に含まれるダイオキシンなどの有害物質は分解されて無害になり、セメントの安全性も確保できます。これまで最終処分場に廃棄されていた廃棄物をリサイクルできるため、ひっ迫する最終処分場問題を解決する処理方法として注目されています。

インターロッキングブロックやフラワーポットなど、土木建築資材として使われています。

●エコひろば

北野余熱利用センター（あったかホール）の2階にある「環境学習室」で、公募による愛称です。市民・事業者が環境について関心を持つきっかけづくりと、環境保全を行う団体等が地域に根ざした環境保全活動を展開できるように情報や活動の支援が行える場として、平成17年1月30日に開設しました。

●温室効果ガス

大気圏にあって、地表から放射された赤外線の一部吸収することにより温室効果をもたらす気体の総称です。京都議定書では二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素などが温室効果ガスとして排出量削減対象になっています。

中でも、二酸化炭素（CO₂）は地球温暖化に最も大きな影響力があります。

カ 行

●拡大生産者責任

生産者が、その生産した製品の製造や流通の時だけでなく、製品が使用され、廃棄された後においても、適正な処理やリサイクルされる段階まで一定の責任を負うという考え方。ERP（Extended Producer Responsibility）と呼ばれることもある。

●家電リサイクル法

「特定家庭用機器再商品化法」のことをいいます。一般家庭や事務所から排出された家庭用電化製品（エアコン・テレビ・冷蔵庫・冷凍庫・洗濯機）から、有用な部分や材料をリサイクルし、廃棄物を減量するとともに、資源の有効利用を推進するための法律です。

●環境基本計画

平成16年3月に策定された環境保全の取り組みを推進するための基本計画です。市民・事業者の自発的環境保全活動と市の環境施策とを総合的かつ計画的に推進することにより、八王子の望ましい環境像の実現をめざすものとなっています。環境基本条例に定める市民・事業者と市の協働のしくみにより策定しました。

●環境市民会議

八王子市内を6つの地区に分け、その地区で生活している人達や事業を行っている人達が、暮らしやすい環境について話し合い、その地区の環境がよくなるよう自ら活動する組織です。

環境基本条例に基づき、平成14年7月に設立されました。

●環境推進会議

八王子市環境基本条例に定められている、市の環境の保全等に関する施策と市民及び事業者の活動について、協議及び調整をし、環境の保全等を総合的に推進するための機関です。

環境市民会議を代表する者、公募による市民及び市職員をもって構成されています。

●環境負荷

人の活動により環境に加えられる悪影響のことをいいます。廃棄物、水質汚濁物質や大気汚染物質などの排出、騒音・振動の発生、あるいは森林の伐採や開発による土地の改変などがあります。

●環境ホルモン

正式には「内分泌攪乱化学物質」といいます。

生体内にとりこまれると、ホルモンに似た働きをする化学物質の総称で、ダイオキシン・PCB・DDTなどが挙げられます。

特に生殖機能への影響が問題になっています。

●環境マネジメントシステム

事業者等が自主的に環境保全に関する取り組みを進めるにあたり、環境に関する方針や目標等を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組んでいくことを「環境マネジメント」といい、このための工場や事業所内の体制や手続きなどを「環境マネジメントシステム」といいます。

●グリーン購入法

「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」のことをいいます。循環型社会の形成のためには製品やサービスを購入する際に環境のことを考え、リサイクル製品やエコ製品等の環境に配慮した製品を率先して購入することを推進するための法律です。

また、環境に配慮した製品を総称してグリーン商品といいます。

●ケミカルリサイクル

容器包装リサイクル法での再資源化手法の一つで、廃棄物に化学処理を加えて他の物質に転換し、再利用することをいいます。廃プラスチックの油化や高炉原料化、コークス炉原料化などが実用化されています。

●建設リサイクル法

「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」のことをいいます。コンクリートをはじめ、アスファルトや木材など特定資材を用いる建築物を解体する際に廃棄物を現場で分別し、資材ごとに再利用することを解体業者に義務づけています。

サ 行

●サーマルリサイクル

廃棄物を焼却処理し、その焼却熱をエネルギーとして利用することをいいます。一般の可燃ゴミや廃プラスチックの焼却熱で沸かした温水や蒸気の利用が進められています。

●在宅医療廃棄物

医師を始めとする医療者が在宅で医療を行う「在宅医療」に伴い、家庭から排出される医療廃棄物（使用済み注射針等）のことをいいます。

●事業系ごみ

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、産業廃棄物以外の廃棄物のことをいいます。

●資源有効利用促進法

「資源の有効な利用の促進に関する法律」のことをいいます。資源の有効利用を促進するための法律で、自動車やパソコンなど14種類の製品について、使用済み部品を新製品に組み込んで再使用することや、余計な部品を使わない省資源化設計の採用をメーカーに義務づけています。

●自動車リサイクル法

「使用済自動車の再資源化等に関する法律」のことをいいます。使用済自動車（廃車）から出る有用資源をリサイクルして、環境問題への対応を図るための法律です。

●循環型社会形成推進基本計画

「循環型社会形成推進基本法」に基づき平成15年3月に閣議決定されました。循環型社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とした計画です。

●循環型社会形成推進基本法

資源消費や環境負荷の少ない「循環型社会」の構築を促すことを目的として、平成12年に制定され、廃棄物処理やリサイクルを総合的・計画的に推進するための基本方針を定めた法律です。

●上流対策

物質循環の生産部分（製造・流通等）において、発生抑制や再使用を行うことにより、ごみそのものを発生させないしくみのことをいいます。

●3R（スリーアール）

廃棄物等の発生抑制（リデュース：Reduce, 資源を効率的に使用し製品を作り、又、長期間使用する等により、廃棄物になる量を抑制すること）、再使用（リユース：Reuse, 使い捨てせず、繰り返し使用すること）、再生利用（リサイクル：Recycle, 資源として再び利用すること）の3つの頭文字をとって“3R”といいます。

●食品リサイクル法

「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」のことをいいます。食品の製造や販売業者、レストランなど食品関連産業から排出される生ごみや残飯などの食品廃棄物について、飼料や肥料などの再資源化を義務づけています。

●ストックヤード

物を一時的に保管しておく場所のことをいいますが、この計画では再生利用を目的とした資源物の一時保管所を指します。

●清掃指導員

市民・事業者に対するごみや資源物の分別・啓発指導、不法投棄の確認・調査、あるいはごみ集積所の移動・新設・廃止などの指導確認や事前協議などを行うほか、ごみ収集・運搬・処分の指導、出前講座の講師なども行っています。八王子市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例に基づき、ごみ減量対策課や清掃事業所などに配置しています。

タ 行

●ダイオキシン類

ポリ塩化ジベンゾ・パラ・ジオキシン（PCDD）とポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）の総称で、有機塩素化合物の一種です。猛毒で、自然界で分解しにくく、強い催奇形性・発癌（はつがん）

性をもつといわれています。比較的低温でゴミを焼却した場合などに発生します。ダイオキシンの発生を抑制するため、政府は「ダイオキシン類特別措置法」を定め、規制措置を講じています。

ハ 行

●バイオガス

有機性廃棄物（生ゴミ等）や家畜の糞尿などを発酵させることにより得られる可燃性ガスであり主にメタンと二酸化炭素からなっています。メタンをエネルギー源として利用したり、有機性資源の循環的利用を行ったり、環境を配慮した持続的発展と地球温暖化防止の観点で、1990年代から注目されています。

●バイオマス

「バイオマス（biomass）」は、「バイオ（bio＝生物、生物資源）」と「マス（mass＝量）」からなる言葉です。動植物から生まれた再生可能な有機性資源で、太陽のエネルギーと水・土・空気を使って生物により自然循環のなかでつくられるクリーンな資源です。代表的なものに家畜排泄物や生ゴミ、木屑、もみがらなどがあります。

●廃棄物会計基準

市町村において、廃棄物の処理にかかる費用の算出方法などについて標準化するための基準で、環境省が策定を予定しています。

●廃棄物処理法

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」のことをいいます。廃棄物の排出の抑制、廃棄物の適正な分別、保管、収集、再生、処分等の処理及び生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とした法律です。

●廃棄物減量・再利用推進審議会

一般廃棄物の減量及び再利用の促進等に関する事項を審議するための機関で、市民・事業者・学識経験者・市職員等から構成され、平成5年に設置されました。その後、ゴミ処理にかかわる状況の変化や、平成14年の環境審議会の設置、また行財政改革プランのなかでの審議会のあり方の検討などから、平成18年1月に環境審議会に統合されました。

● プラマーク

リサイクルマークのひとつで、資源有効利用促進法において容器包装リサイクル法の対象となるプラスチック製容器包装であることを表示する識別マークです。



● 分別指導員

正式には「廃棄物減量啓発・分別指導員」のことをいい、八王子市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例施行規則に基づき配置されている、各清掃事業所の清掃指導員以外の職員です。

主に現場でのごみや資源の分別・啓発指導・助言などを行い、ごみ減量の推進にあたることのできる職務として制度化されています。

マ 行

● マテリアルリサイクル

使用済製品や生産工程から出るごみを回収し、利用しやすいよう処理し、新しい製品の原材料として再生利用することです。

ヤ 行

● ゆめおりプラン

平成15年3月に策定された基本構想・基本計画です。八王子市の新たな時代のまちづくりの目標を定めるとともに、その実現に向けて、総合的かつ計画的にすすめる市政運営の方向を示すものです。

「人とひと、人と自然が共生し、だれもが生き生きするまち」を基本理念に、市民と行政との協働によって自立した都市として発展していくことを目指しています。

● 容器包装リサイクル法

「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」のことをいいます。市町村のみが全面的に容器包装ごみの処理責任を担うという従来の考え方を改め、消費者は分別排出、市町村は分別収集、事業者は再商品化という新たな役割分担のもとでリサイクルを推進しようとするものです。

平成9年度にガラス製容器とペットボトル、飲料用紙パック等を対象として施行され、平成12年度からはこれに加えて、ペットボトル以外のプラスチック製容器包装及び飲料用以外の紙製容器包装を新たに対象とするとともに、特定事業者の範囲も拡大されました。

ラ 行

●リサイクル工房

北野余熱利用センター（あったかホール）の1階にあり、ごみ減量、リサイクルの啓発及びリサイクル文化の創造に寄与することを目的とした施設です。

市民ボランティアによって運営され、牛乳パックを利用した紙すき、裂き布織り、刃物砥ぎなど、様々な体験教室が用意されています。

●リサイクル推進員

「八王子市廃棄物減量・再利用推進員」のことをいいます。市民と行政が協力し合って、ごみの減量・リサイクルを推進し、快適で住みよい八王子をつくっていくために、平成6年にリサイクル推進員制度を設置しました。

町会等から推薦を受け、市民と行政をつなぐ地域のリーダーとして、地域住民へのごみ減量やリサイクル推進の啓発、不法投棄の発見通報、集積所の新增設の連絡などの活動が無報酬で行っています。

●リサイクル率

総資源化率ともいい、収集や持ち込まれたごみのうちどれだけ資源化されたかの割合で、 $(\text{資源分別回収等} + \text{中間処理後の資源化} + \text{資源集団回収}) \div (\text{収集ごみ} + \text{持ち込みごみ} + \text{資源分別回収等} + \text{資源集団回収}) \times 100$ の方法で算出します。

●リターナブル容器

返却・回収等により、再利用できる容器のことです。

●リユースカップ

使い捨ての紙カップやプラスチックカップに替わり、使用後回収し、洗浄して再び使用することができるカップです。

八王子市ごみ処理基本計画

平成19年3月

発 行 八王子市

編 集 八王子市環境部環境政策課・ごみ減量対策課

〒192-8501 東京都八王子市元本郷町三丁目24番1号

電 話 042-620-7253